平成２５年（フ）第２３８号
広島市中区江波栄町４番22号
破産者　加納　賢二
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２７号
鹿児島県鹿児島市桜ケ丘６丁目１番地23
破産者　野入　幸子
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４２８号
川崎市川崎区大島２丁目７番１―204号　クリオ川崎追分壱番館、前住所川崎市川崎区小田栄２丁目１番５―626号
破産者　大槻　敏子
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４７０号
静岡県浜松市南区三島町111番地
破産者　大林　　勇
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目１番12号
破産者　堀出　克則
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
静岡県浜松市南区高塚町4719番地の５
破産者　竹下　　博
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
兵庫県西脇市西田町116番地
破産者　松原　幸治
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２９０号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町81番地７
破産者　クラスターホーム株式会社
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２９１号
栃木県宇都宮市氷室町1618番地21
破産者　瀬能穣こと　瀬能　　稔
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２２２号
名古屋市西区栄生３丁目14番15号
破産者　山内印刷株式会社
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４２号
宮崎県えびの市大字小田604番地５
破産者　株式会社マルハシパネル
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第９９０号
さいたま市西区大字飯田新田91番地１　春陽苑
破産者　佐々木トキヱ
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
金沢市諸江町中丁584番地
破産者　多田　利明
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３６０号
金沢市長坂台２番17号
破産者　奥田　照男
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３３０号
奈良県大和郡山市額田部北町625番地５
破産者　大塚　孝子（旧姓久世）
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８２０号
京都府亀岡市畑野町千ケ畑高橋15番地18、開始決定時の住所京都市右京区龍安寺衣笠下町４番地
破産者　山元　啓三
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８２１号
京都府亀岡市畑野町千ケ畑高橋15番地18、開始決定時の住所京都市右京区龍安寺衣笠下町４番地
破産者　山元佐代子
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８４１号
京都市下京区梅小路石橋町93番地、破産手続開始決定時の住所京都市下京区梅小路東町41番地７
破産者　宮信商店こと　宮本　信雄
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係